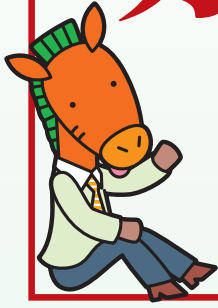


正組合員の皆様へ



市街化調整区域に

分家住宅の建築を 考えている方



分家住宅… 息子さん、娘さん、お孫さん等の住居

お気軽にご相談下さい。



相談
無料

行政書士相談の取次ぎ

(農地法申請・開発許可申請等)

※毎月第3土曜日、午前9時～正午まで
※完全予約制のため、事前にご予約ください。
※固定資産の名寄せをご持参いただくと、
より具体的なお話ができます。



住宅ローン相談

ローン相談センターのご案内

●ローン相談センター(本店3F)

平日:午前9時～午後6時
土・日:午前9時～午後4時
(水曜日・祝日・年末年始は休業)

●ローン相談センター刈谷(小山支店内)

平日:午前9時～午後3時
土・日:午前9時～午後4時
(水曜日・祝日・年末年始は休業)

市街化調整区域での建築

- 市街化調整区域では原則、新築住宅を建てることはできませんが、例外的に建築が許可される場合があります。
- 例えば、市街化区域と市街化調整区域の線引き前(昭和45年11月24日)から継続して暮らしている農家世帯は、分家住宅の建築が認められる場合もあります。

分家住宅建築が認められる主な要件

- 結婚していること又は婚約していること
- 現に持ち家がないこと
- 市街化区域に建築可能な土地を所有していないこと
- 申請地が線引き前から所有する既存集落内又はそれに隣接する土地であること
- 申請地が宅地以外の場合500㎡未満であること

いい「土」いい「笑顔」
JAあいち中央

☎電話番号
市外局番はすべて **(0566)**

ローン相談センター
本店 ☎73-5638

ローン相談センター
刈谷 ☎62-4700

碧南みなみ支店 ☎41-2430
碧南ひがし支店 ☎41-1063
西端支店 ☎48-1411
碧南中支店 ☎41-1021
刈谷北部支店 ☎36-5211

富士松支店 ☎21-0172
刈谷中支店 ☎21-0150
小山支店 ☎21-0312
かりがね支店 ☎23-0227
刈谷南支店 ☎21-4324

野田支店 ☎21-5358
新安城支店 ☎97-8639
三河安城北支店 ☎76-3249
安祥支店 ☎74-2439
安城東支店 ☎76-3248

古井支店 ☎76-3490
安城南支店 ☎92-0007
安城中支店 ☎92-7730
安城西支店 ☎76-3235
三河安城支店 ☎74-0646

二本木支店 ☎76-2208
高棚支店 ☎92-0775
桜井支店 ☎99-0831
吉浜支店 ☎53-0242
高取支店 ☎53-1255

高浜支店 ☎53-0208
知立支店 ☎81-1390
知立西支店 ☎81-1398
知立東支店 ☎81-1391
本店営業部 ☎73-5510

チラシ有効期限 平成30年3月31日まで